

防防調（事）第 3 2 9 号
令和 6 年 8 月 3 0 日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

情報運営幹事会の運営について（通達）

情報政策業務の実施に関する訓令（令和 6 年防衛省訓令第 2 9 1 号）第 6 条の規定に基づき設置される情報運営幹事会の運営に関する事項について、同訓令第 2 4 条の規定に基づき、下記のとおり定められたので通達する。

なお、情報企画小委員会の運営について（防防調第 2 3 3 1 号。1 8. 3. 2 7）及び情報保全企画小委員会の運営について（防防調第 2 1 6 9 号。1 5. 3. 2 5）は廃止する。

記

第 1 情報運営幹事会の検討事項

情報運営幹事会（以下「幹事会」という。）は、防衛省情報委員会（以下「委員会」という。）の審議に資するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 防衛省における情報業務の実施に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
 - ア 指針の作成
 - イ 情報の収集整理及び相互提供
 - ウ 情報保全業務の相互協力及び支援の在り方

- エ 情報業務についての評価
- オ その他
- (2) 特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第40条に規定する紛失その他の事故及び第40条の2に規定する不適切な取扱いに関する事項
 - ア 事実の調査の進捗状況の管理
 - イ 事実の調査の早期終了に向けた方針
 - ウ その他
- (3) 防衛省の情報業務に係る組織及び機能の充実及び強化のための各種施策に関する事項
 - ア 情報業務に係る組織の在り方
 - イ 情報業務関係要員の人事、教育、養成等
 - ウ 情報業務関係事業の推進
 - エ その他
- (4) 防衛省の情報保全業務の運営の基本に関する事項
 - ア 統合幕僚監部並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の年度情報保全に係る方針
 - イ その他
- (5) 情報本部の業務の運営の基本に関する事項
 - ア 情報本部の基本的組織
 - イ 情報本部年度情報計画
 - ウ その他
- (6) 自衛隊情報保全隊の運営の基本方針に関する事項
- (7) その他防衛大臣の指示した事項

第2 情報企画担当課長会議

- 1 幹事会の審議に資するため、前条第1号から第7号に掲げる事項のうち、情報業務（情報保全業務を除く。）に関する事項を検討する会議として、情報企画担当課長会議を置く。
- 2 防衛政策局調査課長は、情報企画担当課長会議を招集し、会務を総理する。
- 3 情報企画担当課長会議は、以下の者をもって構成する。
 - (1) 防衛政策局調査課長
 - (2) 統合幕僚監部運用部運用第1課長
 - (3) 統合幕僚監部防衛計画部計画課長
 - (4) 陸上幕僚監部防衛部防衛課長
 - (5) 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課長

- (6) 海上幕僚監部防衛部防衛課長
 - (7) 海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長
 - (8) 航空幕僚監部防衛部防衛課長
 - (9) 航空幕僚監部運用支援・情報部情報課長
 - (10) 情報本部計画部長
 - (11) 防衛装備庁装備政策部装備政策課長
 - (12) その他防衛政策局調査課長の指名する者
- 4 幹事会において取り扱う事項（情報保全業務に関するものを除く。）は、あらかじめ情報企画担当課長会議の審議を経ることを原則とする。
- 5 防衛政策局調査課長は、議案の性質により構成員を限定する必要があると認めるときは、第3項に掲げる構成員のうち一部の者をもって情報企画担当課長会議を開催することができる。
- 6 防衛政策局調査課長は、関係のある防衛省職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第3 情報保全企画担当課長会議

- 1 幹事会の審議に資するため、第1第1号から第7号に掲げる事項のうち、情報保全業務に関する事項を検討する会議として、情報保全企画担当課長会議を置く。
- 2 防衛政策局調査課長は、情報保全企画担当課長会議を招集し、会務を総理する。
- 3 情報保全企画担当課長会議は、以下の者をもって構成する。
 - (1) 防衛政策局調査課長
 - (2) 人事教育局服務管理官
 - (3) 統合幕僚監部総務部総務課長
 - (4) 統合幕僚監部運用部運用第1課長
 - (5) 陸上幕僚監部警務管理官
 - (6) 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課長
 - (7) 海上幕僚監部総務部総務課長
 - (8) 海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長
 - (9) 航空幕僚監部総務部総務課長
 - (10) 航空幕僚監部運用支援・情報部情報課長
 - (11) 情報本部計画部長
 - (12) 防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長
 - (13) その他防衛政策局調査課長の指名する者
- 4 防衛政策局調査課長は、必要に応じ、自衛隊情報保全隊情報保全官に出席

を求めることができる。

- 5 幹事会において取り扱う事項（情報保全業務に関するものに限る。）は、あらかじめ情報保全企画担当課長会議の審議を経ることを原則とする。
- 6 防衛政策局調査課長は、関係のある防衛省職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第4 情報の保全

情報企画担当課長会議、情報保全担当課長会議の構成員及び自衛隊情報保全隊情報保全官並びに第2第6項及び第3第6項の規定により協力を求められた職員は、この通達の実施に際して知り得た情報について、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）その他の関連規則に基づき適切な情報の保全を図るものとする。

第5 庶務

情報企画担当課長会議及び情報保全担当課長会議に関する庶務は、防衛政策局調査課が処理する。

第6 委任規定

この通達に定めるもののほか、幹事会、情報企画担当課長会議及び情報保全企画担当課長会議の運営に必要な事項は、防衛政策局長が定める。